

介護保険料が変更になります

第4期計画期間における要介護認定者数の増加とそれに伴う介護給付費の増加(自然増)および平成21年度の介護報酬改定(+3.0%)の影響(改定増)等により、今後3年間の総給付費が増加する見込みとなり、平成21年度からの介護保険料の見直しを行いました。
また、被保険者の負担能力に応じ、よりきめ細やかな保険料を設定するため、所得段階を現行の6段階から9段階に変更します。

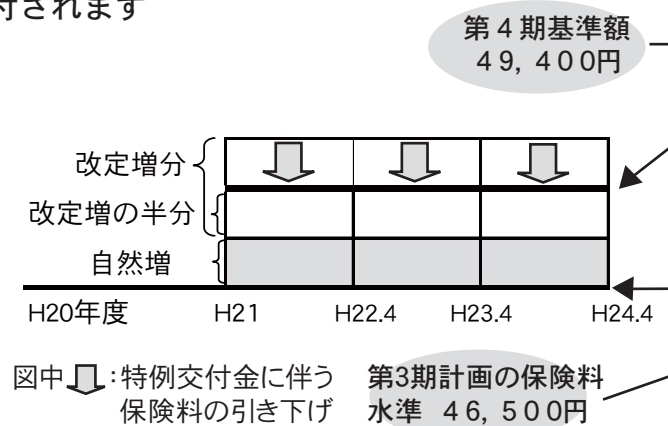
基準額(年額)
46,500円 (第3期) → 49,400円 (第4期)

$$\text{基準額} = \frac{\text{平成21～23年度の介護保険総事業費用} \times \text{65歳以上の負担分(20\%)}}{\text{65歳以上の人口}}$$

※基準額の算定方法は概要となります。

◆介護従事者処遇改善臨時特例交付金が交付されます

平成21年度に、介護従事者の処遇改善を図るため、介護報酬改定(+3.0%)が行われました。それに伴う第1号被保険者の介護保険料の急激な上昇を抑制するための措置として、国から介護従事者処遇改善臨時特例交付金が交付されます。この交付金により、介護報酬改定の影響による保険料の上昇分について、平成21年度的全額、平成22年度の半額に相当する額が保険料に充てられ、保険料の負担軽減が図られています。(香美市では3年間均等の軽減額としています。)



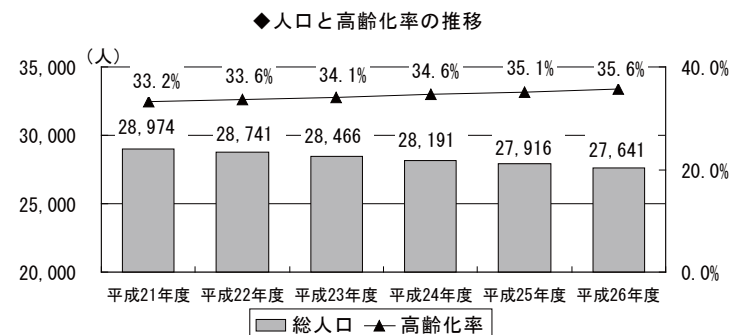
旧 第3期介護保険料

新 第4期(平成21～23年度)介護保険料

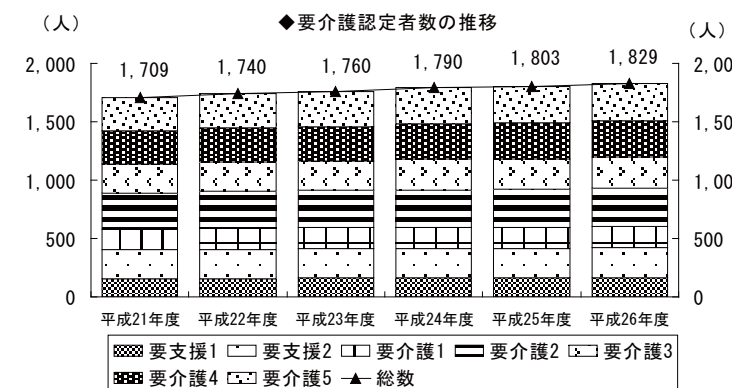
被保険者所得段階	介護保険料(年額)		被保険者所得段階	介護保険料(年額)		対象者の内容
	基準額の	金額		基準額の	金額	
第1	50%	23,300円	第1	50%	24,700円	生活保護受給者。老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方。
第2	50%	23,300円	第2	50%	24,700円	世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方。
第3	75%	34,900円	第3	75%	37,100円	世帯全員が住民税非課税で、第2段階に該当しない方。
第4	100%	46,500円	第4	80%	39,500円	本人は住民税非課税だが、世帯の誰かに住民税が課税されている方で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方。
			第5(基準)	100%	49,400円	本人は住民税非課税だが、世帯の誰かに住民税が課税されている方で、第4段階に該当しない方。
第5	125%	58,100円	第6	110%	54,300円	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の方。
			第7	125%	61,800円	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方。
第6	150%	69,800円	第8	150%	74,100円	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方。
			第9	175%	86,500円	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上の方。

第4期高齢者福祉計画および介護保険事業計画

人口と高齢化率の今後の見込



要介護認定者数の今後の見込



市では、平成18年3月に「ともに支え合い、いきいきとした暮らしを育むまちづくり」を目標に「第3期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定して、高齢者保健・福祉サービスの推進や介護保険制度の円滑な実施運営に取り組んできました。
この計画は、第3期に引き続き「ともに支え合い、いきいきとした暮らしを育むまちづくり」を目指し、平成21年度から今後3年間の高齢者保健、福祉施策や介護保険サービスの見込み量などを盛り込んでいきます。

第4期高齢者福祉計画および介護保険事業計画を策定しました

第4期計画の重点目標

1 健康でいきいき暮らせるまちづくりの推進

各世代に応じた健康づくり事業や介護予防事業を推進するとともに、高齢者の豊かな経験・知識・技能を生かします。また、日々の暮らしの中で働くことや学ぶことを継続しながら、生きがいを持って暮らすことができるまちづくりを推進します。
さらに、住み慣れた自宅や地域で快適で豊かな暮らしを続けられるように、日常生活を支援する福祉サービスの充実に努めます。

2 安心して介護が受けられるまちづくりの推進

介護が必要な状態となっても、できる限り自立し安心して生活できるように、介護保険制度によるサービスを高齢者自身が主体的に選択できる環境づくりに取り組み、適切で公平なサービスが総合的に提供できるように、基盤整備の充実に努めます。
また、さまざまな事情で、それまでの住居に住むことが困難となった高齢者が、いつまでも住み慣れた地域で暮らしを継続できるように、介護保険の施設サービスだけでなく、多様なライフスタイルを選択できる環境づくりを推進します。

3 住み慣れた在宅生活の推進

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活ができるように、市民のニーズに応じた香美市独自の福祉事業を展開します。
また、介護保険サービスおよび地域支援事業、健康づくり事業との密接な連携を図り、一体的な事業展開に努めます。



4 地域で支え合うまちづくりの推進

地域住民やボランティア等の参加・協力による、保健福祉コミュニティの構築が重要と考え、自治会活動、香美市社会福祉協議会の地域活動、各種ボランティア活動等への支援・協力を行い「自助・共助・公助」のバランスのとれた地域で支え合うまちづくりを推進します。
また、すべての人が一人の人間として尊重され、高齢者をはじめ、様々な人が尊厳を持って暮らしていけるように、地域社会全体で支援する環境を整備し、ハード・ソフト両面から障害(バリア)のない福祉のまちづくりを推進します。